

平成30年度 事業報告書

平成30年4月1日 から 令和元年3月31日まで

特定非営利活動法人 国民再生支援サポートセンター

1 事業の成果

平成30年度は、ホームページを通じての相談件数は(電子メールと電話)合計で83件の相談を受け普及啓発と早期解決する事が出来た、過払い金返還請求のサポートにより生活困窮者に対し、生活再建の足掛かりとなる自立支援活動が出来た。

2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
債務整理相談・支援活動事業	不特定多数の消費者(国民)に対し債務超過や収入の減収(解雇・倒産等)により、返済が困難になった相談者を対象とし、個々に合った生活改善に必要な支援活動(債務整理に必要な知識・銀行等の低金利から融資を受けられるような情報提供)を行う。また、消費者一人々にあった専門家をご紹介し、早期解決を図る。	通年	当法人事務所及び相談者宅など	1人	一般市民 83人	20
違法金融業 広告物撤去 事業	法律等厳しい規制だけでは対応出来ない違法広告物の所轄庁等への情報提供をし、関係各所と調整のうえ、撤去活動を行う。	通年	不特定	1人	一般市民 不特定多数	4
普及啓発に 関する事業	ホームページを開設して、活動内容を紹介し国民の借金に対する意識を改めて、家庭崩壊や自殺まで追い込まれる国民を減少させる為に普及啓発を行う。	通年	当法人事務所	1人	一般市民 不特定多数	12
生活困窮者 向支援貸付 事業	生活困窮者に対し、生活再建のための計画を策定し、計画の進捗状況を定期的に把握しながら、生活再建が図られるよう支援貸付、助言又は指導を行う。	通年	当法人事務所	1人	一般市民	10

平成30年度 特定非営利活動に係る事業 会計収支計算書

平成30年04月01日から 令和元年03月31日まで

特定非営利活動法人

国民再生支援サポートセンター

(単位:円)

科 目	金 額	
(経常収支の部)		
I 経常収入の部		
1 入会金収入		
入会金収入	10,000	
賛助会員	0	10,000
2 会費収入		
正会費	0	
賛助会員	0	0
3 寄付金収入		
寄付金	36,000	36,000
4 生活困窮者支援貸付事業 貸付金		
貸付元本	60,000	
未収入金	0	60,000
5 その他収入		
任意団体からの繰入金	0	0
経常収入合計		106,000
II 経常支出の部		
1 事業費		
債務整理相談・支援活動事業費	20,000	
違法金融業広告撤去物撤去事業費	4,000	
普及啓発に関する事業	12,000	
生活困窮者支援貸付事業	10,000	46,000
2 管理費		
役員報酬	0	
什器備品費	0	
光熱水費	73,000	
租税公課	0	73,000
経常支出合計		119,000
経常収支差額		△13,000
III その他資金収入の部		
1 固定資産売却収入	0	
その他の資金収入合計		0

IV その他資金支出の部			
1 固定資産取得支出	0		
その他の資金支出合計		0	
当期収支差額			△13,000
前期繰越収支差額			17,000
次期繰越収支差額			
(正味財産増減の部)			
V 正味財産増加の部			
1 資産増加額			
当期収支差額(再掲)	0		
2 負債減少額	0		
増加額合計		0	
VI 正味財産減少の部			
1 資産減少額			
当期収支差額(再掲)(マイナスの場合)	△13,000		
2 負債増加額	0		
減少額合計		△13,000	
当期正味財産増加額(又は減少額)			△13,000
前期繰越正味財産額			17,000
当期正味財産合計			4,000

(注記)……備考の5を参照

(備考)

- 2 タイトルの年度の後の空欄部分には、「特定非営利活動に係る事業」、又はその他の事業を行場合にあつては、「その他の事業」と記載し、事業毎に区分して別葉として作成する。
- 3 定款上、「その他の事業」に関する事項を定めている場合は、前事業年度に実施しなかった場でも収入支出0円の収支計算書を作成する。
- 4 「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する支出で、管理費以外のものをいい、会処理上は、事業の種類毎に区分して記載する。事業費の例としては、「〇〇事業費」(注 当該業の実施のために直接要する人件費・交通費等の費用が含まれる。)というように事業毎に記載する。
- 5 重要な会計方針等を計算書類に対する注記を欄外下に記載する。
(重要な会計方針とは、原価償却の方法及び資金の範囲等をいう。)
- 6 管理費の支出規模(管理費の合計)は、総支出額(事業費及び管理費の総計)に占める割合が2分の1以下であることが必要。(事業費>管理費)
(詳しくは東京都における運用方針参照のこと。)
- 7 特定非営利活動促進法第5条第1項により、その他の事業において収益を生じたときは、これら特定非営利活動のために使用しなければならないとあるので、その他の事業の収益は特定非営利活動に係る事業会計に全額繰り入れることが必要。
(詳しくは東京都における運用方針参照のこと。)

平成30年度

会計貸借対照表

令和元年03月31日現在

特定非営利活動法人 国民再生支援サポートセンター

(単位：円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金	4,000	
流動資産合計		4,000
2 固定資産		
土地	0	
建物	0	
車両運搬具	0	
固定資産合計		0
資産合計		4,000
II 負債の部		
1 流動負債		
短期借入金	0	
未払金	0	
流動負債合計		0
2 固定負債		
長期借入金		
退職給与引当金		
固定負債合計		0
負債合計		0
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産		17,000
当期正味財産増減額		△13,000
正味財産合計		4,000

負債及び正味財産合計			4,000
------------	--	--	-------

平成30年度

会計財産目録

令和元年03月31日現在

特定非営利活動法人 国民再生支援サポートセンター

（単位：円）

I 資産の部			
1 流動資産			
現金予金			
現金			
普通預金 三井住友銀行 池袋支店	4,000		
流動資産合計		4,000	
2 固定資産			
土地	0		
建物	0		
固定資産合計		0	
資産合計			4,000
II 負債の部			
1 流動負債			
短期借入金	0		
預り金	0		
流動負債合計		0	
2 固定負債			
長期借入金	0		
固定負債合計		0	
負債合計			0
正味財産			4,000

社員のうち10人以上の者の名簿

令和元年03月31日現在

特定非営利活動法人 国民再生支援サポートセンター

	氏名	住所又は居所
1	飯瀨 勝広	[Redacted]
2	内田 隆広	
3	姉川 光国	
4	伊藤 直矢	
5	佐藤 栄治	
6	関野 泰由	
7	小松 義国	
8	飯瀨 悦子	
9	田村 寿孝	
10	和田 哲矢	
11		
12		